

## 第42号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月29日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

### 提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を改めるとともに、兵庫県下の国民健康保険料水準の統一に向けて本市の保険料の賦課総額に対する按分割合を改定する等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第17条、第17条の3及び第17条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、当該年度の前年度の決算見込みにおいて剰余金を生ずる場合には、当該剰余金見込額（芦屋市国民健康保険事業特別会計基金条例（昭和59年芦屋市条例第11号。以下「特別会計基金条例」という。）第2条第1号の規定による積立金を除く。）を控除するものとし、不足額を生ずる場合には、当該不足見込額を加算するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）</u>に係る基礎賦課額（第17条、第17条の3及び第17条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、当該年度の前年度の決算見込みにおいて剰余金を生ずる場合には、当該剰余金見込額（芦屋市国民健康保険事業特別会計基金条例（昭和59年芦屋市条例第11号。以下「特別会計基金条例」という。）第2条第1号の規定による積立金を除く。）を控除するものとし、不足額を生ずる場合には、当該不足見込額を加算するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p>	<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（<u>兵庫県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</u></p> <p>ウ～オ（略）</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（<u>退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに兵庫県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>2 (略)</p>	<p>する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）<u>（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額</u></p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</u></p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(基礎賦課額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する<u>被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 第10条の所得割額は、<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法</p>	<p>(<u>一般被保険者</u>に係る基礎賦課額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者</u>に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（<u>一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額</u>）の合計額とする。</p> <p>(<u>一般被保険者</u>に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 第10条の所得割額は、<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法</p>

改正後	改正前
<p>附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第17条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第13条 基礎賦課額の保険料率は、次により算定する。</p>	<p>附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第17条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（<u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第13条 <u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の保険料率は、次により算定する。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の54</u>に相当する額を、基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の<u>100分の33</u>に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>被保険者</u>の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の<u>100分の13</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>被保険者</u>が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>	<p>(1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を、基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の<u>100分の34</u>に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>一般被保険者</u>の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の<u>100分の14</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>一般被保険者</u>が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>

改正後	改正前
<p>イ・ウ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第13条の2から第13条の5の2まで</u> 削除</p>	<p>イ・ウ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</u></p> <p><u>第13条の2</u> 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第13条の3</u> 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p><u>第13条の4</u> 削除</p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p> <p><u>第13条の5</u> 第13条の2の被保険者均等割額は、第13条の規定により算定した額とする。</p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</u></p> <p><u>第13条の5の2</u> 第13条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯</u> 第13条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）</u> 第13条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の</u></p>



改正後	改正前
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条の基礎賦課額は、令第29条の7第2項第9号の額を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第17条、第17条の3及び第17条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定に</p>	<p><u>属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第13条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、<u>第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。</u>)は、令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号の額を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額(第17条、第17条の3及び第17条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、<u>兵庫県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定</p>

改正後	改正前
<p>より貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第13条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第13条の6の4 前条の所得割額は、<u>被保険者</u>に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第13条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の54</u>に相当する額を<u>被保険者</u>に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p>	<p>により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額</p> <p>（<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第13条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（<u>一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額</u>）の合計額とする。</p> <p>（<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第13条の6の4 前条の所得割額は、<u>一般被保険者</u>に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>（<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第13条の6の5 <u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を<u>一般被保険者</u>に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p>

改正後	改正前
<p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の33</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>被保険者</u>の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の13</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>被保険者</u>が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第13条の6の6から第13条の6の9まで 削除</u></p>	<p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の34</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>一般被保険者</u>の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の14</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>一般被保険者</u>が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</u></p> <p><u>第13条の6の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第13条の6の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者</u></p>

改正後	改正前
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、令第29条の7第3項第8号の額を超えることができない。</p>	<p><u>均等割額の算定)</u></p> <p><u>第13条の6の8 第13条の6の6の被保険者均等割額は、第13条の6の5の規定により算定した額とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</u></p> <p><u>第13条の6の9 第13条の6の6の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u></p> <p><u>第13条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u></p> <p><u>第13条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</u></p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、令第29条の7第3項第8号又は令附則第4条第3項第6号の額を超えることができない。</p>

改正後	改正前
<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第17条及び第17条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>	<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第17条及び第17条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p>
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の54</u>に相当する額を、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p>

改正後	改正前
<p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の33</u>に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の13</u>に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の6の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第13条の8の額又は第17条第1項各号(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同</p>	<p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の34</u>に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の14</u>に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第10条、<u>第13条の2、第13条の6の3若しくは第13条の6の6の額</u>(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第13条の8の額又は第17条第1項各号(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の3第4項第1号(同条第6</p>

改正後	改正前
<p>じ。)に定める額、第17条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第13条の6の3の額若しくは第13条の8の額又は第17条第1項各号に定める額、第17条の3第1項に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の3第4項第1号に定める額、第17条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それ</p>	<p>項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条、<u>第13条の2</u>、<u>第13条の6の3</u>若しくは<u>第13条の6の6</u>の額若しくは第13条の8の額又は第17条第1項各号に定める額、第17条の3第1項に定める第13条若しくは<u>第13条の5</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の3第4項第1号に定める額、第17条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条<u>又は第13条の2</u>の基礎</p>

改正後	改正前
<p>ぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>545,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た</p>	<p>賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た</p>



改正後	改正前
<p>額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の6の10」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第17条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 (略)</p>	<p>額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の6の10」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第17条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第17条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第13条又は第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の5」とあるのは「第13条の6の5又は第13条の6の8」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第17条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額し</p>

改正後	改正前
<p>条の6に規定する額を超える場合には、当該額)とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>て得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額)とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の6の10」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の6の10」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額)とする。</p>	<p>4 当該年度において、第17条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額)とする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後</p>	<p>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後</p>

改正後	改正前
<p>期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の6の10」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の6の10」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を改めるとともに、兵庫県下の国民健康保険料水準の統一に向けて本市の保険料の賦課総額に対する按分割合を改定する等のため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定基準の改定

(第17条関係)

ア 5割軽減の対象となる世帯の国民健康保険料の軽減の判定に用いる所得金額(以下「軽減判定所得」という。)の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者(※)数の合計数に乗じる金額を29万5千円(現行は29万円)に改める。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数に乗じる金額を54万5千円(現行は53万5千円)に改める。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者をいう。

##### (2) 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額それぞれの賦課総額に対する按分割合を次のとおり改正する。

(第13条、第13条の6の5及び第13条の10関係)

	改正案			現 行		
	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
基礎賦課額	54/100	33/100	13/100	52/100	34/100	14/100
後期高齢者支援金等賦課額						
介護納付金賦課額						

(3) 国民健康保険法に経過措置として定められていた退職被保険者等の削除に伴う規定の整理

(第9条の3、第10条、第11条、第13条、第13条の2、第13条の3、第13条の5、第13条の5の2、第13条の6、第13条の6の2、第13条の6の3、第13条の6の4、第13条の6の5、第13条の6の6、第13条の6の7、第13条の6の8、第13条の6の9、第13条の6の10、第13条の7、第16条、第17条、第17条の3及び第17条の4関係)

退職者医療制度は、平成20年度に廃止され、国民健康保険法に経過措置が設けられているが、対象者の激減に伴い、前倒しして制度が廃止されることとなったため、退職被保険者等に係る規定を削除する。

### 3 施行期日等

- (1) 令和6年4月1日
- (2) 改正後の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

国民健康保険料の軽減に係る所得判定基準の改定について

低所得者世帯の保険料については、所得の合計額に応じて応益割（均等割＋平等割）を軽減している。

$$〔 \text{国民健康保険料} = \text{応能割（所得割）} + \boxed{\text{応益割（均等割+平等割）}} 〕$$

●軽減が受けられる世帯の合計所得の上限額

軽減割合	算定内容	
7割	現行	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割	現行	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋ <u>29万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
	改正案	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋ <u>29.5万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
2割	現行	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋ <u>53.5万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
	改正案	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）＋ <u>54.5万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下

(例) 夫婦と子ども2人の世帯で給与収入のみ（給与所得者が1人）の場合

	5割軽減	2割軽減
現行	合計所得 159万円以下 (給与収入 約238.7万円以下)	合計所得 257万円以下 (給与収入 約376.3万円以下)
改正案	合計所得 161万円以下 (給与収入 約241.5万円以下)	合計所得 261万円以下 (給与収入 約381.5万円以下)

国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の  
賦課総額に対する按分割合（賦課割合）の改正について

(1) 統一に向けた芦屋市の賦課割合の見直しの動き

	芦屋市の賦課割合 (所得割：均等割：平等割)	詳細
～平成30年3月	50：35：15	芦屋市独自で財政運営
平成30年4月～	52：34：14	国保制度改正（現制度）による統一に向けた段階的な賦課割合の改正
令和6年4月～ 令和9年3月	54：33：13	統一に向けた段階的な賦課割合の改正 ※急激な保険料の増減が発生しないようにするため
令和9年4月～	統一後の賦課割合 (現状未定)	令和9年3月までに統一後の賦課割合に改正予定

(2) 賦課割合改正に伴う保険料額への影響

- 所得割の賦課割合の増加 → 所得のある世帯の所得割額の増加  
※すでに賦課限度額を超えている場合は影響なし
- 均等割・平等割の賦課割合の減少 → すべての世帯の均等割額・平等割額の減少  
※被保険者の多い世帯ほど均等割額は減少

